



2026年4－6月期四半期別GDP速報（2次速報値） における推計方法の変更等について

令和8年8月27日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「消費者物価指数」（総務省）の基準改定に伴う対応について

「消費者物価指数（CPI）」においては、2026年8月7日に2025年基準改定による2025年1月分から2026年6月分までの遡及結果が公表された。これを受け、同日公表したとおり、2026年4－6月期四半期別GDP速報（2次速報値）においては、2025年以降の推計に遡及改定値を反映する¹。

2. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数について、速報期間である2025年1－3月期以降の異常値処理は、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論²を踏まえ、「2025年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」以降、当面の間は引き続き、外れ値の判定に用いる信頼区間を99%として加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2025年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、「2025年度（令和7年度）国民経済計算年次推計」を反映する「2026年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」において、再度検証する³。

（以上）

¹ 2025年基準消費者物価指数（CPI）への対応予定について（令和8年8月7日）
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2026/pdf/announce_20260807.pdf)

² 統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第35回及び第39回）
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)

³ 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2026年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。